

佐倉市小規模水道条例施行規則案の骨子

(1) 検査項目、検査方法

小規模水道の水質基準の検査事項及び基準は水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表に定めるところによるものとし、検査は水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によるものとします。

(2) 小規模専用水道の増設及び改造の工事

①小規模専用水道施設の増設又は改造の工事は次に掲げる工事とします。

(ア)1日最大給水量、水源の種別、取水地点又浄水方法の変更に係る工事

(イ)沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事又は大規模な改造に係る工事

(3)「小規模専用水道」の工事に係る確認申請に必要な書類

①確認申請書の様式を定めるもの。

②「小規模専用水道」の新設又は増設若しくは改造の工事の確認申請に必要な添付書類については次に掲げるとおり。

(ア)給水区域を記載した図面

(イ)小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする図面

(ウ)主要な小規模専用水道施設の構造を明らかにする図面

(エ)導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面

(4) 小規模専用水道の給水開始前の届出の方法、水質検査、施設検査の内容

①給水開始届出書の様式について定めるもの。

②検査する水は供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水であること。

③規則で定める検査項目等により行う検査

④採取した水について行う消毒の残留効果に関する検査

⑤施設検査については、検査項目は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等施設の新設、増設又は改造により影響のある事項です。また、検査対象は新設、増設又は改造する施設及び影響に関係があると認められる小規模専用水道施設です。

(5) 小規模専用水道の変更及び廃止の届出

①変更及び廃止の届出の様式について定めるもの。

②届出を必要とする変更事項については次のとおり。

(ア)1日最大供給水量及び1日平均給水量

(イ)水源の種別及び取水地点

(ウ)水源の水量の概算及び水質試験の結果

(エ)小規模専用水道施設の概要

(オ)小規模専用水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造

(カ)浄水方法

(キ)工事の着手及び完了の予定年月日(以上、条例第6条第2項各号)

(ク)設置者の住所及び氏名

(6)定期又は臨時の水質検査の検査項目及び検査回数等

定期の水質検査については次に掲げるとおり

①色、濁り、消毒の残留効果に関する検査については、1日につき1回。

②規則で定める検査項目等により行う検査については、おおむね6ヶ月に1回。

③臨時の水質検査については、小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に、検査水について規則に定める検査項目等による検査とします。

(7)小規模専用水道の設置者が行う衛生上の措置

小規模専用水道の設置者が行わなければならない衛生上必要な措置は次に掲げるとおりとします。

② 源地、浄水場、配水池は常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

②上記の各施設には、かぎをかけ、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

③配水池等水槽の掃除を1年ごとに1回定期に行うこと。

④給水せんにおける水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、給水せんにおける水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。

(8)小規模簡易専用水道の給水開始の届出

①給水開始の届出の様式について定めるもの。

②届出に必要な添付書類については次に掲げるとおり。

(ア)給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地

(イ)水の供給を受ける者の数

(ウ)水源となる水を供給する水道法に規定する水道事業者の氏名又は名称

(エ)受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要

(オ)給水開始年月日

(カ)主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図

(9)小規模簡易専用水道の変更、廃止の届出

①変更及び廃止の届出の様式について定めるもの。

②届出を必要とする変更事項については次のとおり。

(ア)給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地

(イ)水の供給を受ける者の数

(ウ)水源となる水を供給する水道法に規定する水道事業者の氏名又は名称

(エ)受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要

(オ)主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図

(10)小規模簡易専用水道の管理基準

小規模簡易専用水道に係る管理基準は次に掲げるとおり。

①水槽の掃除を1年ごとに1回定期的に行うこと。

②水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること

③給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、規則で定める検査項目等による検査を行う。

④供給する水が人の健康を害することを知ったときは、直ちに給水を停止するとともに、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(11)身分証明書

身分証明書の様式について定めるもの。